

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4年 3月 18日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 有限会社 福田水道設備
 住所 奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
 代表者氏名 ^{フリガナ} 福田 哲生
 電話番号 0745-82-0798
 FAX番号 0475-88-9291
 メールアドレス ma85eg45ml@kcn.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 3 月 18 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社福田水道設備
奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
取締役 福田 哲生

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	有限会社福田水道設備		
住 所	奈良県宇陀市榛原篠楽256番地		
フリガナ 代表者の氏名	取締役 福田 哲生		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(1) ・代表者の氏名 (2) ・役員の氏名	代表取締役 福田 彌兵治	取締役 福田 哲生 取締役 福田 哲生	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 3 月 18 日

申請者

氏名又は名称 有限会社福田水道設備
住 所 奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
代表者氏名 取締役 福田哲生

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
有限会社福田水道設備

会社法人等番号	1500-02-007245	
商号	有限会社福田水道設備	
本店	奈良県宇陀市榛原区篠楽256番地	平成18年 1月 1日変更
		平成18年 1月 6日修正
	奈良県宇陀市榛原篠楽256番地	平成23年 4月 1日変更
		平成23年 4月 1日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
会社成立の年月日	平成14年4月1日	
目的	1、給排水設備工事及びその器具の販売 2、管工事、浄化槽工事、さく井工事、土木工事の設計及び施工並びに請負 3、舗装工事業 4、しゅんせつ工事業 5、介護保険法に規定する特定福祉用具販売 6、介護保険法に規定する特定介護予防福祉用具販売 7、上記各号に附帯する一切の業務 平成21年 7月 8日変更 平成21年 7月 9日登記	
発行可能株式総数	160株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 160株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記
資本金の額	金800万円	

奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
有限会社福田水道設備

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。 <p style="text-align: right;">平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記</p>
役員に関する事項	<u>奈良県宇陀郡榛原町大字篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田哲生</u> <p style="text-align: right;">平成18年 1月 1日変更 ----- 平成18年 1月 6日修正</p>
	<u>奈良県宇陀市榛原区篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田哲生</u> <p style="text-align: right;">平成16年 4月 5日住所 移転</p>
	<u>奈良県宇陀市榛原区あかね台一丁目2番の15</u> 取締役 <u>福田哲生</u> <p style="text-align: right;">平成21年 7月13日登記 ----- 平成23年 4月 1日変更 ----- 平成23年 4月 1日修正</p>
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により <p style="text-align: right;">平成17年 9月 1日移記</p>



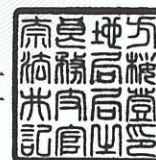
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 3月18日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直



閉鎖事項全部証明書

奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
有限会社福田水道設備

本店	<u>奈良県宇陀郡榛原町大字篠楽256番地</u>	
	<u>奈良県宇陀市榛原区篠楽256番地</u>	平成18年 1月 1日変更 ----- 平成18年 1月 6日修正
目的	<u>1、給排水設備工事及びその器具の販売</u> <u>2、管工事、浄化層工事、さく井工事、土木工事の設計及び施工並びに請負</u> <u>3、舗装工事業</u> <u>4、しゅんせつ工事業</u> <u>5、上記各号に附帯する一切の業務</u>	
出資1口の金額	<u>金5万円</u>	
役員に関する事項	<u>奈良県宇陀郡榛原町大字篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田 彌 兵 治</u>	
	<u>奈良県宇陀市榛原区篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田 彌 兵 治</u>	平成18年 1月 1日変更 ----- 平成18年 1月 6日修正
	<u>奈良県宇陀市榛原篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田 彌 兵 治</u>	平成23年 4月 1日変更 ----- 平成23年 4月 1日修正
		平成30年 8月26日死亡 ----- 平成30年 9月20日登記
	<u>奈良県宇陀郡榛原町大字篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田 哲 生</u>	
	<u>奈良県宇陀市榛原区篠楽256番地</u> 取締役 <u>福田 哲 生</u>	平成18年 1月 1日変更 ----- 平成18年 1月 6日修正
	<u>奈良県宇陀市榛原区あかね台一丁目2番の15</u> 取締役 <u>福田 哲 生</u>	平成16年 4月 5日住所 移転 ----- 平成21年 7月13日登記
	代表取締役 <u>福田 彌 兵 治</u>	
		平成27年 6月 6日辞任 ----- 平成27年 6月11日登記

奈良県宇陀市榛原篠楽256番地
有限会社福田水道設備

	<u>代表取締役</u> <u>福 田 哲 生</u>	平成27年 6月 6日就任
		平成27年 6月11日登記
		平成30年 8月26日取締役が1名となったため抹消
		平成30年 9月20日登記



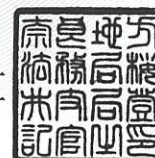
これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 4年 3月18日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

二 柿 正 直





定 款

有限会社 福田水道設備

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、有限会社福田水道設備 と称する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事及びその器具の販売
2. 管工事, 浄化槽工事, さく井工事, 土木工事の設計及び施行並びに請負
3. 舗装工事業
4. しゅんせつ工事業
5. 介護保険法に規定する特定福祉用具販売
6. 介護保険法に規定する特定介護予防福祉用具販売
7. 上記各号に附帯する一切の業務

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を奈良県宇陀市榛原区篠楽 2 5 6 番地に置く。

第 4 条 (公告方法)

当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、1 6 0 株とする。

第 6 条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

第 7 条 (株式の譲渡制限)

当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

- ②前項の規定にかかわらず、当社の株主が当会社株式を譲渡により取得する場合においては、当会社が会社法第 1 3 6 条又は第 1 3 7 条第 1 項の承認をしたものとみなす。

第 8 条 (株主名簿記載事項の記載の請求)

株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式によ

る請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第9条（質権の登録）

当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。

②登録の抹消についても同様とする。

第10条（手数料）

前2条に定める請求をするには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第11条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役の過半数の一致によって、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。ただし、この場合には、その一定の日の2週間前までに公告するものとする。

第12条（届出）

当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

②当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

第13条（株主総会）

当会社は、営業年度末日の翌日から2ヶ月以内にこれを開催し、必要に応じて、臨時総会を開催するものとする。

第14条（招集）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

②株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、他の取締役が議長となる。

③株主総会を招集するには、会日より5日前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を發することを要する。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

④株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、総株主の半数以上であって、当該株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議決権）

各株主は、1株につき1個の議決権を有する。

第17条（株主総会の決議の省略）

株主総会の決議の目的たる事項について、取締役または株主から提案があった場合において、当該事項について議決権を行使することができる株主の全員が、書面により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

第18条（株主総会への報告の省略）

取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

第19条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役

第20条（取締役の員数）

当社の取締役は3名以内を置く。

第21条（取締役の選任）

当社の取締役は、当社の株主の中から選任するものとする。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

②当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第22条（社長及び代表取締役）

当会社が取締役2名以上あるときは、代表取締役1名を置き、取締役の互選によってこれを定める。

②代表取締役をもって当会社の社長とする。ただし、取締役が1名のときは、取締役をもって社長とする。

③社長は会社の業務を執行し、会社を代表する。

第23条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第24条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第25条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

②配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

第26条（規定外条項）

この定款に規定のない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は現行定款である。

平成21年 7月 9日

有限会社福田水道設備

代表取締役 福田彌兵治



この定款の写しは、原本に相違ありません

令和4年3月18日

有限会社福田水道設備

奈良県宇陀市榛原篠栗256番地

取締役 福田 哲生

